

KYOUSEI DAYORI

-きょうせいだより-

第31号 令和6年6月

CONTENTS

- ・更生支援企画課の取組
- ・インタビュー
篤志面接委員
- ・検証！非行少年と生育環境②



矯正を知ろう！再犯防止をもっと身近に！

きょうせいだよりってなに？

本誌は、地方公共団体や民間団体の皆さまに、法務省の再犯防止の取組や矯正施設のことなどを知ってもらいたいという思いを込めて配信するお便りです。日々の業務の合間に手に取ってご覧いただき、私たち矯正のことを少しでも身近な存在として感じていただけますと幸いです。



▼ 昨年度のワークショップの様子



令和6年5月24日（金）に、右記の研修をオンラインで行いました。

今回は、矯正施設職員に對してワークショップの目的や内容を説明するとともに、各自治体の地域福祉計画から**地域社会の現状**について知る機会を設けました。今後、矯正施設所在自治体の皆様と協力して実際のワークショップを実施する予定です。

このワークショップ型研修によって、自治体と矯正施設の相互理解が進み、**再犯防止にも地方創生にも資する取組が創出**されるとともに、**自治体職員と矯正施設職員の関係づくり**の場にもなればと思います。

再犯防止×地方創生政策
ワークショップ型研修



今後、矯正施設所在自治体には御案内を予定ですので、御協力のほど、よろしくお願いたします。



動画は2分Ver.と25秒Ver.があるよ

福岡矯正管区の再犯防止啓発動画がYouTubeで視聴できます！是非ご覧ください！

福岡矯正管区更生支援企画課の再犯防止啓発動画がYouTubeの法務省チャンネルで公開されました。

◀【法務省福岡矯正管区】強烈にやり直したいと思っている人がいます。刑務所出所者のリアル。 (YouTube MOJ channel (法務省チャンネル))



YouTube 福岡矯正管区

検索

interview

郡嶋 かおるさん

- 公益財団法人 全国篤志面接委員連盟 常任理事-
- 福岡矯正管区管内 篤志面接委員協議会 会長-
- 麓刑務所篤志面接委員協議会 会長-



篤志面接委員とは 篤志面接委員さんの声

篤志面接委員とは、全国の刑務所や少年院に収容されている人に対して、面接や指導、教育、訓練の援助などを行い、その改善指導と社会復帰を手助けする民間ボランティアです。それぞれの矯正施設を管轄する矯正管区の長からの委嘱を受けていますが、公務員としての身分を有するわけではありません。

篤志面接委員は、受刑者や少年院在院者がやがて復帰する「社会」の観点に立ち、彼ら彼女らの未来と社会をつなぐ架け橋の役割を担っています。

令和六年一月一日時点において、全国の篤志面接委員数は、男性八六三名、女性三七四名の合計一、二三七名です。（注…全国篤志面接委員連盟資料による。）

篤志面接委員についてより詳しく知るべく、全国で八管区ある篤志面接委員協議会のうち、九州・沖縄地方を管轄している福岡矯正管区管内篤志面接委員協議会会長の郡嶋かおるさんに当管区更生支援企画課長の磯浩太郎がお話を伺いました。郡嶋会長は、佐賀県にある麓刑務所で篤志面接委員活動を行われているほか、香蘭女子短期大学の非常勤講師としても教鞭を振るわれるなど、精力的に活動されています。

篤志面接委員についてより

詳しく知るべく、全国で八管区ある篤志面接委員協議会のうち、九州・沖縄地方を管轄している福岡矯正管区管内篤志面接委員協議会会長の郡嶋かおるさんに当管区更生支援企画課長の磯浩太郎がお話を伺いました。郡嶋会長は、佐賀県にある麓刑務所で篤志面接委員活動を行われているほか、香蘭女子短期大学の非常勤講師としても教鞭を振るわれるなど、精力的に活動されています。

磯…篤志面接委員としてどのような分野を担当されているのですか？

郡嶋…主に満期出所される方たちの釈放前の指導を担当しています。あとは、私が社会福祉士の資格を持っているので、福祉関係の面接希望者がいるときは、私が話を聞いたりにしています。

磯…具体的にはどのようなことをするのですか？

郡嶋…個別に面接をしています。

す。まず、「おめでとうございます。出所はいつですか。」と伝えて、今どんな気持ちか聞いています。そうするとほとんどの人は出所できる喜びよりも不安の方が大きいと話されます。それで、「どんなことが不安なの？」と聞いて話を掘り下げていくことが多いです。

磯…郡嶋会長が篤志面接委員になろうと思ったきっかけは何ですか？

郡嶋…私が非常勤講師を務めている福祉系の専門学校で、当時、同じ非常勤講師で私がとても信頼していた方が女子刑務所である麓刑務所で篤志面接委員をされていて、私に「トクメンにならないか？」



「『頼ることは悪いことではなく、自立の第一歩だよ。』と伝えていきます。」



と声をかけてくれたことがきっかけです。私は篤志面接委員に縁もゆかりもなかったのですが、「トクメン？特別な面接ですか？」などと聞き返したことを今でも覚えています。その後、無芸大食の私でも何かお役に立てるのであればということで篤志面接委員にならせていただきました。

磯.. 郡嶋会長は篤志面接委員をしていく上で大切にされていることはありますか？

郡嶋.. 私が面接をするのは釈放前の人々がほとんどなので、お話するのは一度きりです。ですから、こうした方がいいなど私の考え方を押し付けることはせず、**相手の話を聞く**ことにしています。

磯.. 傾聴に徹しているということですね。

郡嶋.. 傾聴をするには、相手に応じた質問をできる力が必要です。落ち着いてフレンドリーながらも丁寧な言葉遣いで話すように心掛けています。**磯**.. 篤志面接委員をしていてやりがいを感じることはありますか？

郡嶋.. 私が面接をした人にな

ずかな時間でも安心してもらえたらいいと思っています。そこに刑務所や少年院の職員とは違う外部の人間の強みがあるのかなと思います。毎月、私を指名して話をしに来る人もいるんですよ。

磯.. 反対に、篤志面接委員の苦労や難しさはありますか？

郡嶋.. 犯罪に手を染めてしまった人たちの中には、知的に障がいを持っている人、不遇な家庭環境で幼少期を過ごした人、配偶者や恋人の影響で違法薬物に依存してしまっ

た人などが少なくありません。いわば、**被害者の側面も持っています**。そのような人たちには福祉につながってほしい

と思うのですが、「福祉は嫌い。」と言われる人もいます。私は、そのような人たちに、**「頼ることは悪いことではなく、自立の第一歩だよ。」**と伝えていきます。

磯.. 福祉の捉え方の違いから福祉に頼ることが悪いことだ

と持っている人もいるのですね。

郡嶋.. 私が篤志面接委員になった当時は、満期釈放者が



今より多かったです。仮釈放者は出所後も保護観察の支援を受けたりできますが、満期

釈放者は仮釈放者に比べて支援の窓口が狭くなってしま

います。でも、私はより多くの問題を抱えている**満期釈放者**

ほど支援が必要ではないかと思っています。

磯.. 確かに満期釈放者の支援については、矯正や保護においても重要な課題として捉え

られていくところですね。郡嶋会長は、人が立ち直るためには何が必要だと思えますか？

郡嶋.. やはり**人と人とのつながり**が大事だと思っています。刑務所や少年院にいる人たちは、

そのつながりが弱いと思

て寛容であること、相互に多様性を認めることも大切だと思えます。理解者や相談できる人がいることが立ち直りには不可欠ではないでしょうか。**磯**.. 良い人との良い関係があれば、刑務所や少年院にいる人たちにも違った生活があったのかもしれないですね。では最後に、出所者等の再犯を防止して安心安全なまちづくりのために大切だと思うことは何ですか？

郡嶋.. 地域の連携です。昔は、近所のおじちゃんおばちゃん

が相談に乗ってくれることが当たり前の社会だったと思

いますが、最近は、専門の窓口

にしか相談できない社会になって

きていると思

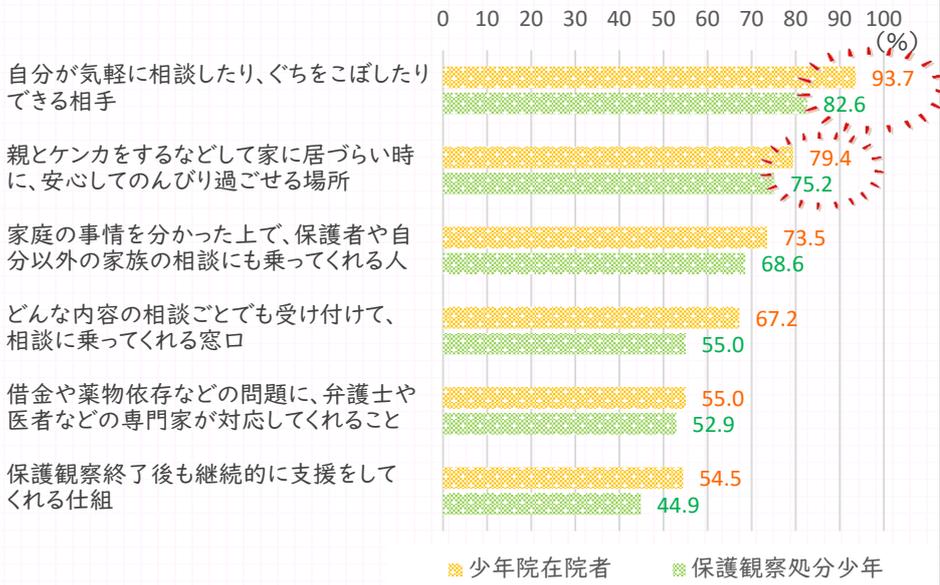
磯.. 本日は貴重なお話をありがとうございました。

検証! 非行少年と生育環境②



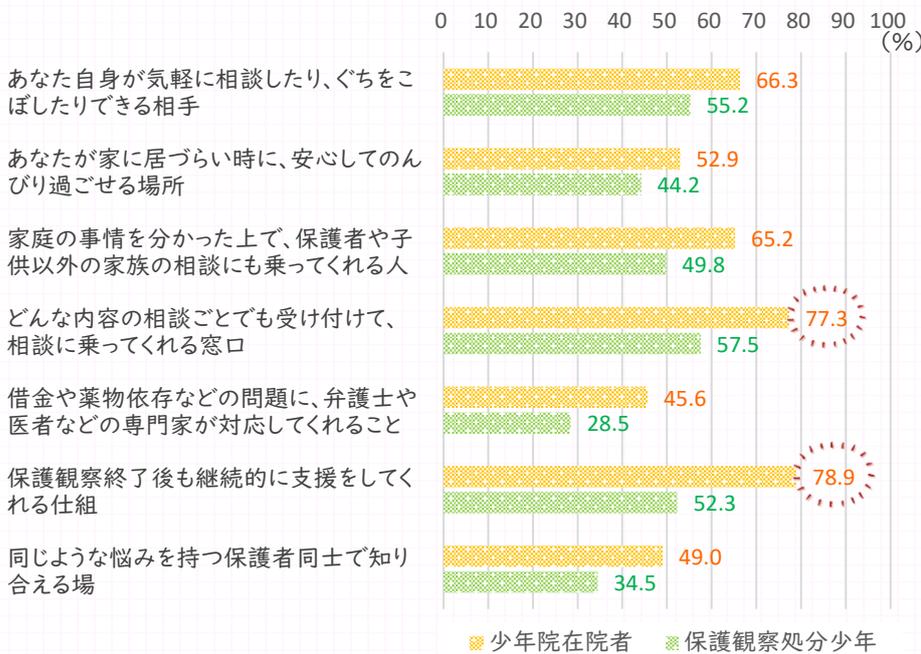
(出典：令和5年版犯罪白書)

図1 少年：これから先の自分や家族にとって必要な人や仕組み



注 法務総合研究所の調査による。

図2 保護者：あればよいと思う支援



注1 法務総合研究所の調査による。

注2 「少年院在院者」は少年院在院者の保護者、「保護観察処分少年」は保護観察処分少年の保護者のこと。

これから先 必要な支援

前号では、令和5年版犯罪白書の「非行少年と生育環境」という特集から、生育環境から見える非行少年の特徴を一部ご紹介しました。

今号では、右記の特集から、これから先に必要と思う支援について、少年に対する調査と保護者に対する調査それぞれの結果をご紹介します。

図1は、少年に対する調査で、図2は保護者に対する調査です。

それぞれの項目(図1は6項目、図2は7項目)について、「とても必要」、「やや必要」、「あまり必要ない」、「全く必要ない」の4択で回答してもらい、「とても必要」又は「やや必要」と回答した者の割合を示しています(回答が不詳の者を除く)。

図1は、少年に対する調査で、図2は保護者に対する調査です。図1は「自分が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」や「居場所を必要としている少年が多いことが示されています」。

一方、保護者に対する調査では、少年院在院者の保護者の方が、保護観察処分少年よりも支援を必要としており、特に「保護観察終了後も継続的に支援をしてくれる仕組み」や「相談窓口を必要としている少年院在院者の保護者が多いことが示されています」。

質問やご意見、取り上げてほしい事項などありましたら、当課までお気軽にご連絡ください。

お問合せ先

福岡矯正管区 更生支援企画課 福岡市東区若宮5丁目3番53号
TEL:092-661-1143 (直通) FAX:092-663-1001
MAIL:1.fukuokakyousei.9jf@i.moj.go.jp



佐賀少年刑務所



所在地：佐賀県佐賀市



POINT

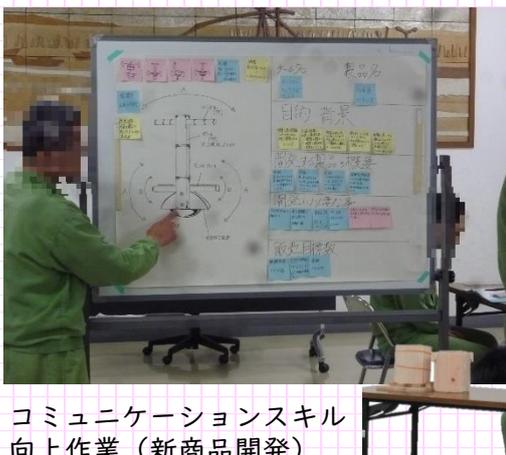
九州唯一の少年刑務所

当所の前身となる組織は何度か変遷しますが、当所のルーツは、明治4年の廃藩置県後、当時の佐賀県庁に置かれた「聴訟課囚獄掛・徒場掛」と考えられます。その後、明治23年に「佐賀県監獄署」となり、明治36年には、各府県の監獄署が当時の司法省に移管されて、当所も司法省の「佐賀監獄」となりました。そして、大正11年の「佐賀刑務所」への改称を経て、昭和19年「佐賀少年刑務所」となり現在に至ります。

当所は、**少年受刑者（未成年の受刑者）を収容・処遇することができる九州唯一の「少年刑務所」**であり、犯罪傾向の進んでいない者を主に収容・処遇しています。

職業訓練や就労支援を重点的に実施

当所は、総合訓練施設（全国で7施設のみ）に指定されており、全国の刑事施設から選定された受刑者が職業訓練を受けております。令和5年度の当所における実績は、実施訓練科目が11種目、訓練受講者数が約99名、各種資格試験の平均合格率は97.7%です。



コミュニケーションスキル向上作業（新商品開発）

また、就労支援強化施設として、ハローワーク職員が駐在して就労支援を行ったり、内定者に対し、**※職親プロジェクト事務局**による職場定着指導が実施されたりするなど、**関連機関と連携を図りながら、出所後における円滑な就労開始と職場定着を目指しています。**

他にも、**性犯罪再犯防止指導重点実施施設**として、他の刑務所からも指導の対象となる受刑者を受け入れて指導を行っています。

※職親プロジェクト：（公財）日本財団と企業が連携し、少年院出院者や刑務所出所者の更生・社会復帰を就労・教育・住居・仲間作りの面から包括的に支えることで、「誰でもやり直しができる社会」の実現を目指す民間発意の取組。

VOICE

現場職員の声 —社会復帰支援担当—

刑事施設の基礎となる「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の改正により、同法に「**社会復帰支援**」が規定されました。それに伴い、本年4月1日、当所に「**企画部門社会復帰支援**」という新たな部署が誕生しました。部署は、刑務官5名、専門職5名、男女比6・4で、皆さん様々な人生経験や職歴をお持ちで、専門性・強みを生かし各種支援に取り組んでおります。

社会復帰支援で大切なことは、①出所後、受刑者が様々な問題に対処していく能力を自覚的にとらえ、それらを発揮することができるようになること。②特性や社会環境の違い、ジェンダーを超えて互いに認め合おうことのできる人になることと考えます。

言葉にすれば簡単でも、体現は大変難しいことです。受刑者に求める前に、私たち支援者自身の人間性やスキルを高めなければ受刑者には伝わらないと日々感じています。

支援を行っても上手くいかず、受け入れてくれた協力雇用主や福祉施設等に迷惑がかかったことでもあります。しかし、長期刑で処遇経過も非常に悪かった受刑者が、職員の働き掛けで変わり、改善指導や就労支援を受けて出所し、今も雇用主の許で頑張っているという嬉しいニュースを聞くこともあります。

社会復帰の担当者は全職員であるという雰囲気を施設全体に醸成できるように協働していきたいと思っております。

